

番 号 : 19a01073

国 名 : モルドバ

担当部署 : 中東・欧州部 欧州課

件 名 : 農業機械・設備近代化にかかる事後調査 (農業機械)

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務 : 農業機械

(2) 格 付 : 3号

(3) 業務の種類 : その他

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間 : 2020年2月上旬から2020年7月下旬まで

(2) 業務M/M : 国内 1.60M/M、現地 1.40M/M、合計 3.00M/M

(3) 業務日数 : 準備期間 現地業務期間 整理期間

・ 第1次 国内準備 3日、現地業務 14日、国内整理 7日

・ 第2次 国内準備 3日、現地業務 14日、国内整理 7日

・ 第3次 国内準備 3日、現地業務 14日、国内整理 9日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。

現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数 1部

(2) 見積書提出部数 : 1部

(3) 提出期限 : 1月22日(12時まで)

(4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については以下をご覧ください。

JICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報 公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型)>業務実施契約(単独型)公示にかかる競争手続き)

(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf) なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

(5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年2月4日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等

①業務実施の基本方針

16点

②業務実施上のバックアップ体制等

4点

(2) 業務従事予定者の経験能力等

- ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務：	農業機械に係る各種業務
対象国／類似地域：	モルドバ／全途上国
語学の種類：	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

モルドバ共和国（以下、「当国」という。）は、国土の約8割が肥沃な黒土に覆われており農業に適している。産業構造としても、労働人口の約3割が農業分野に従事し（特に農村部では6割）、輸出額の4割以上を農産品及び加工食品が占める等、農業分野の重要性が高い。産業別GDP構成比においても約1割を占める重要産業である。

当国の国土の約6割は農地であり、その多くが穀物を中心とした耕作地として利用されている。近年は、付加価値の低い穀物に代わり、果物等の高付加価値農産品が増加傾向にあり、国家経済戦略においても重要な輸出産品として認識されている。果物に限らず、農産品・加工食品の輸出量は増加傾向にあり、輸出先としても、ロシア及びCIS諸国への依存から、EU諸国にシフトしており、更には中東・南アジア諸国にも拡大しつつある。

当国における農業セクターの課題は、農産品の生産性及び国際競争力の低さであり、その要因の一つとして近代的な農業機械・設備の不足が指摘されている。日本政府・JICAは2000年以降、無償資金協力（貧困農民支援（以下、「2KR」という。）等）を通じ農業機械の更新の支援を進めてきた。また、同支援は当国内で知名度・評価が高く、他ドナーからも農業機械の普及に貢献したベストプラクティスと評価されている。一方、依然として、国内のトラクターの約8割（約2万台）は耐用年数（10年）を超えている（モルドバ政府統計）。果物を始めとした高付加価値農産品については、出荷可能な期間を長くするための低温冷蔵庫、輸出向けの選別・梱包機材の需要が急速に高まっている一方、その普及は遅れている。設備投資の遅れの要因としては、中小規模の農業事業体の多くが担保不足により民間銀行から融資を受けることができないといった資金アクセス面での課題がある。

こうした状況を踏まえ、当国政府は「農業・地方開発戦略2014-2020」の主要な柱として、①近代化と市場統合を通じた農業・食品産業セクターの競争力強化（特に、農業機械の近代化や資金アクセスの向上）、②農業資源の持続的管理、③農村部における生活水準の改善、の3つを掲げている。また、当国政府の行動計画においても、農業分野における資金アクセス向上（特に若者（36歳以下）・女性・有機栽培農家向け）が具体的アクションの一つとして明記されている。当国政府は、日本政府及びJICAによる無償資金協力を通じて構築された仕組み（Hire Purchase Contract（以下、「HPC」という。））を活用し、リボルビングファンドによる農

業機械・設備の近代化を図っているが、さらに将来、HPCの拡大を図りたいとしている。しかし、まずは、無償資金協力のリボルビングファンドで実施中のHPCについて、その持続性を高めるために、2KR開始時に作成され、修正・活用されてきたHPC契約書雛型や運用マニュアルの改定が必要な状況である。特に、HPC運用マニュアルについては、2KR開始時に作成された2001年度版の運用マニュアルの内容から簡略化が図られており、重要な手続きが欠如していることから、他ドナーの事業で活用されているマニュアルの内容を踏まえつつ、更新する必要がある。本業務は、こうした状況を踏まえて、2KRの実施機関である農業・地域開発・環境省及び同省傘下の事業実施主体Project Implementation Unit for the Increase of Food Production（以下、「2KR-PIU」という）に対して、無償資金協力のレビュー及びHPC運用改善に向けた提言を行うもの。

7. 業務の内容

本業務従事者は、過去の無償資金協力のリボルビングファンドの活用状況をレビューするとともに、2KR-PIUの実施体制及び将来の機材調達にかかる提言を行うことが期待される。

(1) 国内準備期間（2020年2月上旬）

- ① JICA 中東・欧州部と協議を行い、本業務の目的・趣旨、活動方針等を確認する。
- ② 既存のJICA報告書、他ドナー（世界銀行、USAID、FAO等）報告書等を参照し、当国の農業分野の現状を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力の概要を把握する。
- ③ 業務全体及び第1次派遣のワークプラン（英文1部）を作成し、JICA中東・欧州部による確認ののち、電子データを併せて提出する。

(2) 第1次現地派遣期間（2020年2月中旬）

- ① 現地業務開始時に、実施機関にワークプラン（英文1部）を提出し、業務計画の承認を得る。
- ② 2KR-PIU とともに農業事業体及び当国の農機販売代理店にヒアリングを行い、HPCの利用状況及び農機の維持管理体制を確認する。
- ③ 当国における農業機材・設備関連の調達制度や過去の無償資金協力での調達実績にかかる情報収集を行う。
- ④ HPCの課題・改善点を整理し、HPC運用マニュアル及びHPC契約書雛型の見直しを行う。
- ⑤ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文1部）を実施機関に提出し、報告する。

(3) 第1次国内整理期間（2020年2月下旬～3月上旬）

- ① 第1次派遣時に収集した資料の分析を行った上で、JICA中東・欧州部とHPC運用マニュアル及びHPC契約書雛型の見直しポイントについて協議・合意する。
- ② 第1次派遣の現地業務結果報告書（英文1部）及び電子データをJICA中東・欧州部に提出し、報告する。

- (4) 第2次国内準備期間（2020年3月中旬）
- ① (3) ①の協議結果に基づき、実施機関に提案するHPC運用マニュアル及びHPC契約書雛型の修正ドラフトを作成する。
 - ② 第2次現地調査で実施する候補機材の説明会（デモンストレーション）に必要な事前調整を行う。
 - ③ 第2次派遣のワークプラン（英文1部）及び電子データをJICA中東・欧州部に提出し、報告する。
- (5) 第2次現地派遣期間（2020年3月下旬）
- ① 現地業務開始時に、実施機関にワークプラン（英文1部）を提出し、業務計画の承認を得る。
 - ② HPC運用マニュアル及びHPC契約書雛型の修正ドラフトにつき、実施機関と協議を行い、修正・合意する。
 - ③ 2KR-PIUが実施する農業事業体向けの候補機材（トラクター、コンバイン、ポストハーベスト機材・設備等）の説明会（デモンストレーション）の開催を支援する。
 - ④ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文1部）を実施機関に提出し、報告する。
- (6) 第2次国内整理期間（2020年4月中旬）
- ① 候補機材に関する説明会の結果について、農業事業体や現地販売代理店の反応を含めて整理し、JICA中東・欧州部に報告する。
 - ② 第2次派遣時に収集した資料の分析を行った上で、第2次派遣の現地業務結果報告書（英文1部）及び電子データをJICA中東・欧州部に提出し、報告する。
- (7) 第3次国内準備期間（2020年5月中旬）
- ① 将来の支援ニーズとして調達機材リストをドラフトし、対象となる機材の技術的妥当性、調達方法、現地の維持管理体制等について実施機関向けの説明資料を作成し、事前にJICA中東・欧州部と協議を行う。
 - ② 第3次派遣のワークプラン（英文1部）及び電子データをJICA中東・欧州部に提出し、報告する。
- (8) 第3次現地派遣期間（2020年5月下旬）
- ① 現地業務開始時に、実施機関にワークプラン（英文1部）を提出し、業務計画の承認を得る。
 - ② 第2次現地調査時に実施した説明会や、2KR-PIUが収集した農業事業体のニーズを踏まえ、将来の支援ニーズとして調達機材リストの適正化を支援する。必要に応じて対象機材の情報収集、技術的観点からの助言等を行う。
 - ③ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文1部）を実施機関に提出し、報告する。
- (9) 第3次国内整理及び帰国後整理期間（2020年6月中旬～下旬）
- ① 第3次派遣時に収集した資料の分析を行った上で、第3次派遣の現地業務結果

報告書（英文1部）及び電子データをJICA中東・欧州部に提出し、報告する。

- ② 専門家業務完了報告書（英文2部）を作成し、電子データを併せてJICA中東・欧州部に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) ワークプラン（英文2部）

現地派遣期間中に実施する業務内容、業務行程等を関係者と共有するためのもの。業務の具体的内容（案）などを記載。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて各現地派遣時まで提出することとする。

(2) 現地業務結果報告書（英文2部）

現地業務終了時に、現地関係者に現地業務の結果を共有するためのもの。業務の具体的内容及び達成状況などを記載。体裁は簡易製本とし、各派遣時及び派遣終了時に電子データを併せて提出することとする。

(3) 業務完了報告書（英文2部）

体裁は簡易製本とし、電子データと併せて2020年6月30日までに提出することとする。

(4) その他の提出物は以下のとおり。

・ 収集資料：本業務を通じて収集した資料及びデータは項目ごとに整理し、電子データとしてJICA中東・欧州部に提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

（<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積を計上して下さい）。航空賃については、日本ーウィーンーキシナウ（モルドバ）間を計上して下さい。

(2) 一般業務費

本件業務は、当機構の在外拠点が存在しないモルドバ国での業務となることから、以下の一般業務費を契約に含めて計上し、契約終了時に精算することとします。見積書には、以下の費目及び金額をそのまま一般業務費として計上して下さい。

- ・ 一般傭人費（英・ルーマニア語通訳）：15,000円×1人×42日＝630,000円
- ・ 車両関係費（レンタカー）：10,000円×42日＝420,000円
- ・ 通信・運搬費（携帯電話通信費）：10,000円

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地M/M、国内M/M、渡航回数は2。契約予定期間等に記載の数値を上限とします。また、派遣時期については変更の可能性があるため、7. に記載の派遣時期はあくまでも現時点の見込みとなります。

②便宜供与内容

当機構の在外拠点が存在しないモルドバ国での業務となることから、以下を除き便宜供与を受けることはできません。

ア) 空港送迎

第1次現地業務の到着時のみ、JICA中東・欧州部が同行予定のため、便宜供与あり

イ) 宿泊手配

第1次現地業務の到着時のみ、JICA中東・欧州部が同行予定のため、便宜供与あり

ウ) 車両借上げ

なし

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

第1次現地派遣開始時におけるC/P機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及びJICA中東・欧州部による同行を予定している。

カ) 執務スペースの提供

2KR-PIU内における執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

① 本業務にかかる以下の資料が当機構図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

・ JICA「モルドバ・農業セクター情報収集・確認調査」（2017年）
<<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12345625.pdf>>

② 本業務にかかる以下の資料を当機構中東・欧州部欧州課（TEL:03-5226-6846）にて貸与します。

・ Operations Procedures Manual for Hire Purchase of Farm Machinery（2001年度版HPC運用マニュアル）
・ Irrigated HVA 2KR Hire-Purchase Program Operations Manual for Post-COMPACT（他ドナーによるHPC運用マニュアル）

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、

プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 複数従事者の提案禁止

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、外務省やJICA等のホームページを通じ、十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、JICA中東・欧州部、ウクライナ・フィールド・オフィス（在キエフ）、在モルドバ日本大使館と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同フィールド・オフィスと緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

④ 適用約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上

